



国民健康保険だより

発行 / 大和郡山市保険年金課 平成28年10月15日

国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)のお知らせ

今年度から特別徴収に該当する世帯は、これまで納付書や口座振替でお支払いしていただいていた国民健康保険税を10月から年金から直接お支払いいただくこととなります。対象の世帯には、すでに送付しています「国民健康保険税納税通知書(賦課明細書)」の各徴収月欄にあらかじめ年金から差し引かれる税額を記載していますので、ご確認ください。

特別徴収とは

「特別徴収」とは、国民健康保険税を世帯主が受給している年金からあらかじめ納める(天引き)方法のことです。国民健康保険税を納付書で納付もしくは口座振替で納付する方法を「普通徴収」といいます。

特別徴収に該当する世帯とは

世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、次の①～③をすべて満たす世帯が、特別徴収の対象世帯になります。

- ①世帯主をはじめ、世帯の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満であること
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること
- ③国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下の金額であること

※世帯主以外の人の年金からは、特別徴収は行いません。
 ※世帯主が年度内に75歳に到達する場合は特別徴収対象外です。
 ※年度途中で税額変更があった場合など、特別徴収に加えて普通徴収でも納付いただく場合があります。



国民健康保険税納税通知書について

平成27年10月から電算機器入れ換えにより、納税通知書の様式が変わりました。旧様式の通知書と表示項目等が異なっておりますが、ご了承ください。下記の新様式の納税通知書はコンビニでの納付にも対応しております。



大和郡山市 納付(納入)済通知書 (公)		大和郡山市原簿納付書 (公)		大和郡山市徴収証書 (公)	
口座番号 00970-0-960202	加入者名 大和郡山市会計管理者	口座番号 00970-0-960202	加入者名 大和郡山市会計管理者	口座番号 00970-0-960202	加入者名 大和郡山市会計管理者
税目 2 9 2 0 3	年度 年度 課税分	納付番号 納付番号	照会コード 税 額 延 滞 金 督促手数料	照会コード 税 額 延 滞 金 督促手数料	税 額 延 滞 金 督促手数料
領収日付印		領収日付印		領収日付印	
照会コード コンビニ利用期限		主管所名 大和郡山市		領収日付印	
取りまとめ銀行 大和郡山市-コンビニ本部控		電話 0743(53)1151(代)		収入印紙不要 (納付書控) 本領収書は先ずは裏面に収納	

医療費が高額になったときは...

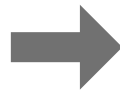
医療機関に支払った医療費の合計額が自己負担限度額を超えたときは、申請により高額療養費が支給されます。

医療費の合計額 - **自己負担限度額** → **高額療養費**

※入院時の食事代や差額ベッド料、保険のきかない治療代等については、支給の対象になりません。

① 高額療養費の申請

該当者には、市役所から
お知らせが届きます



お知らせが届いたら、
内容等をご確認の上、
市役所に申請してください（郵送可）

※医療機関の領収書（15,000円以上）の添付が必要です。
※診療の翌月から2年を過ぎると申請できません。
※窓口が非常に混み合いますので、郵送での申請にご協力ください。

※お知らせは、診療等を受けた月から起算して3ヶ月後をめどにお届けします。医療費が高額になっているのにお知らせが届かない場合など、詳細についてはお問合せください。

② 医療費の合計額とは

世帯内の国民健康保険被験者が、同じ月(1日から末日)の受診で医療機関に支払った医療費を合算します。

○2つ以上の病院・診療所にかかった場合は、別々に計算。

○同じ病院・診療所でも、歯科は別計算。また、外来(調剤含む)・入院も別計算。

※70歳未満の人は、被保険者ごとに上記方法で計算した結果、21,000円に満たないものは合算できません。

※世帯内の2人以上の人が高額な医療費を支払ったときなど、詳しい計算方法はお問合せください。

③ 自己負担限度額(月額)とは

70歳未満の人	上位ア	上位イ	一般ウ	一般工	非課税世帯
「所得」	901万円を超える	600万円を超え 901万円以下	210万円を超え 600万円以下	210万円以下 (非課税を除く)	住民税非課税
3回目まで (世帯単位)	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%	167,400円 +(医療費-558,000円)×1%	80,100円 +(医療費-267,000円)×1%	57,600円	35,400円
4回目以降 (世帯単位)	140,100円	93,000円	44,400円		24,600円

※「所得」とは、国民健康保険税の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

※過去12ヶ月間の高額療養費の支給が4回以上になるときは、4回目以降の自己負担限度額が適用されます。

70歳以上 75歳未満の人	現役並み所得者	一般	低所得者Ⅱ	低所得者Ⅰ
要件	高齢受給者証の自己負担割合が 3割の人	低所得者Ⅰ・Ⅱ、現役並み所得者 のいずれにも該当しない人	住民税が非課税で、 低所得者Ⅰに非該当の人	住民税が非課税で、各種収入等 から必要経費(年金所得は80 万円)を控除した所得が0円 の人
外来のみ (個人単位)	44,400円	12,000円	8,000円	8,000円
入院+外来 (世帯単位)	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% ※4回目以降限度額は44,400円	44,400円	24,600円	15,000円